

2024年10月23日

鈴木龍次

(質問1)

②風力発電の導入に関して、環境負荷や住民合意を見ながら、慎重に行うべきだ。

理由

自然環境の破壊、住環境の悪化や健康被害の危険を引き起こし、目の前の利益を追求した大型風力発電やメガソーラーによる乱開発を認めるわけにはいきません。再エネは①環境を守る規制を強化し、乱開発をなくす②「新たな開発」ではなく、既存の施設・建築物・未利用地などの活用を推進する———ことが大前提です。FIT法にある「事業者による住民との適切なコミュニケーションは「努力義務」ではなく「義務」として、住民合意が義務になる法規制が必要です。

(質問2)

③現状のアセスメントでは十分に環境に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。

理由

自然環境を守るため乱開発の規制が必要であり、環境アセスメントなど法体系の強化と一体に住民合意の義務化が必要です。現行のアセスメントは実際には大型開発を推進する内容であり、故意に事業を分割して「アセスメント逃れ」をする事業者も現れています。低周波音の評価も必要です。本来あるべき社会的規制を加えるよう抜本的に改定すべきです。

(質問3)

③低周波音の人体への影響については、十分に調査が行われていないという認識だ。調査や見直しも必要だ。

理由

予防原則の対応が重要です。低周波音は生物に大きな影響を及ぼしかねません。実際に体調不良を訴える方が出ています。不安感・いらいら、めまい・はきけ、耳鳴り、頭痛や不眠などが懸念されます。十分な調査と、低周波音の騒音基準の設定、アセスメント評価に入れるなどの見直しを求めます。とりわけ集中立地がされようとしている地域では累積的影響も必ず検証・考慮すべきです。

(質問4)

②鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は十分に自然環境に配慮したものとは言えない。

理由

自然環境に対する影響について徹底した実績調査が必要であり、適切なゾーニングや無謀な開発を規制し、影響が大きい地域には再エネ設備を建設できないよう規制する仕組みが必要です。地球温暖化対策推進法に、「促進エリア」だけでなく自然環境や生活環境を「保全エリア」を指定すべきです。有識者、自然保護関係者、地域住民らの意見が反映される実効性のある枠組みを求めます。

(質問5)

③現状の景観に関する基準は十分に住民や観光に配慮したものとは言えない、見直しが必要だ。

理由

景観に与える影響は科学的知見に基づく可視化が必要です。なによりも住民合意が重要であり、住民合意の義務化が必要です。地域外の特定企業による自然環境の保全を無視し利潤追求を規制することが必要です。

(質問6)

進め方に深刻な問題があります。事業者が立案・計画の段階から自治体、地域住民、自然保護関係者、専門家など広く利害関係者へ情報を公開・検証することと、当然ながら住民合意の義務化が必要です。全国知事会も地域住民への事前説明とその結果の国への報告を義務付ける法整備を求めています。「住民が主人公」の立場をあらゆる段階でつらぬくべきです。

(質問7)

1)

まさにその通りだと思います。石狩市は自治基本条例や市民の声を活かす条例の趣旨に則り、住民自治を進めなければなりません。日本共産党石狩市議団は、市長に対してこの問題を再三再四、追及してきました。洋上を含めたこうした風車の乱立を、市が認めることは問題だと思います。

2)

絶対に許されないことです。ゾーニングは行政行為であり、覆ることはありません。石狩市

自身が環境保全を定めておきながら、市の予算も使いながら自然破壊を推進するという大きな矛盾を抱えています。一度失われた自然を回復させることは本当に大変で、取り返しのつかない事態になりえます。今後ともこの問題を厳しく追及する立場です。

(質問8)

FIT が転売ビジネスに悪用されることはあってはなりません。すべての情報資料が住民側に提供され、検証されるべきです。また陸上風力発電計画において、国土利用計画法に違反する事例があり、住民の告発状を検察が受理したことも承知しています。法律に則り、市町村への報告義務を遵守させなければならないと考えます。

以上